- 東日本大震災のお見舞い
- 第37回通常総会のご案内
- 法人会の活動状況
- 事務局からのお知らせ

社団法人

4 豊島法人会広報誌

APRIL 2011 NO.217

TOSHIMA

がんばれ日本

帰りたい家に
帰れますように
会いたい人に
会えますように
どうか
みな等しく
幸せでありますように

社団法人
豊島法人会広報誌 4月号
APRIL 2011 No.217

■法人会の趣旨は…

法人会とは、よき経営者をめざす１００万社の会員組織です。
法人会でのさまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりをうみだします。
法人会は、公正な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

■法人会のシンボルマークとは…

中心の円は、「法人会」のコア（核）である「よき経営者をめざすものの団体」を表しております。
そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字"h"に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

東日本大震災のお見舞い……3
義援金等に関する税務上の取扱い……4
第37回通常総会のご案内……6
法人会の活動状況……7～16
第４回としまものづくりメッセ……7
都税事務所からのお知らせ……17
平成23年度税制改正の要綱……18
新規会員紹介コーナー（2社）……20
国税に関する相談について……20
広報誌印刷見積りの募集……21
表紙の言葉・編集後記……21
事務局からのお知らせ……22
豊島法人会行事予定……23

このたびの東日本大震災により、

亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、

被災された地域の皆さま、そのご家族の方々に、

心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

社団法人豊島法人会 会長　**鈴 木 孝 雄**

省エネ・節電のご協力のお願い

法人会では、今般の電力不足の対応に積極的に取り組んでいます。
このたび東京都環境局が、節電対策実施中、店舗等の来訪者やお客様にご理解ご協力を
お願いするためのポスターのデータを作成しました。
下記URLの環境局のホームページよりダウンロードができますので、
ぜひ会社・店舗等でご活用をお願いします。

〈東京都環境局ホームページ〉
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/

チカラを、ひとつに

東日本大震災義援金街頭募金活動

3月31日（木）／池袋駅

3月29日（火）から31日（木）の3日間、豊島区が中心となり、東日本大震災義援金の街頭募金活動が池袋駅各所で行われました。豊島法人会含む15団体が協力し、法人会は31日の午後3時から7時までを担当し、のべ54名が募金活動を行いました。小さい子どもたち、部活帰りの中学生、仕事帰りのサラリーマンやOLの方、ご年配の方々などたくさんの方々から善意のご寄付をいただきした。一刻も早い被災地の復興を願うとともに、ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

集まった義援金は、豊島区を通じ被災者の援助・復興の資金などに使われます。

一刻も早い被災地の復興を願います

新規会員募集中です。豊島法人会事務局／電話 03(3985)8940

平成 23 年３月
国　税　庁

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

１．個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）

特定寄附金 ⇒ 寄附金控除の対象

▽　特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

（その年中に支出した特定寄附金の額の合計額）－ ２千円 ＝ 寄附金控除額

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・ＮＰＯ活動支援のための募金」（平 23.3.15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

☆　東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を募集する募金団体の方へ

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記⑤の「募金団体を経由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。具体的な確認事項、確認手続き等については、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成 14 年２月 25 日課法 2-3 ほか）」を参照の上、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にご確認ください。

2．法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法 37③）

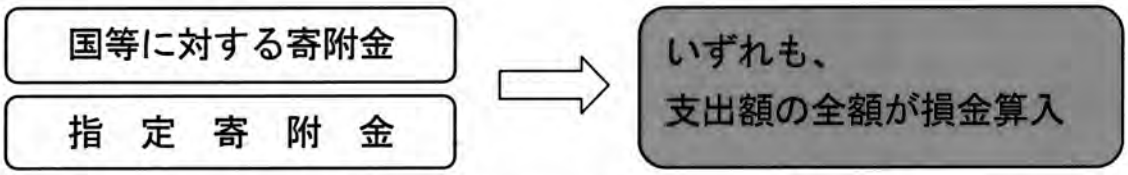

「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・ＮＰＯ活動支援のための募金」（平 23.3.15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
⑤ 募金団体を経由する国等に対する寄附金

（注）①から⑤は、「１．個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

3．義援金等を寄附した者が、寄附金控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注）日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

（注）　上記の内容は、平成 23 年３月 18 日現在の法令等に基づいて作成しています。

◆◆ 問合せ先 ◆◆

災害に関する税務上の取扱いについて、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「１」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「２」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

会員の皆様へ

第37回通常総会のご案内

社団法人豊島法人会の第37回通常総会が次のとおり開催されます。皆様のご出席をお願い申し上げます。

▶日　時／平成23年５月16日（月）午後４時～７時30分

▶場　所／ホテルメトロポリタン　豊島区西池袋1－6－1　電話3980-1111（代）

第　1　部　通常総会…４階　朝日

第　2　部　懇 親 会…３階　富士

▶内　容／第１部　通常総会　午後４時～６時

第１号議案　議事録署名人選出

第２号議案　平成22年度事業報告承認の件

第３号議案　平成22年度決算報告並びに監査報告承認の件

第４号議案　役員改選の件

第５号議案　公益認定申請手続き承認の件

第６号議案　新定款（案）並びに諸規程（案）承認の件

第７号議案　平成23年度事業計画（案）承認の件

第８号議案　平成23年度収支予算（案）承認の件

第２部　懇親会　午後６時10分～７時30分

会費　5,000円（当日、受付でお願いします。）

〈注〉
欠席される方は、委任状の提出をお願い申し上げます。

写真は第36回通常総会のようすです。

池袋副都心の産業見本市

第4回としまものづくりメッセ

3月3日（木）～5日（土）／サンシャインシティ文化会館

女性部会役員が税についてアドバイス

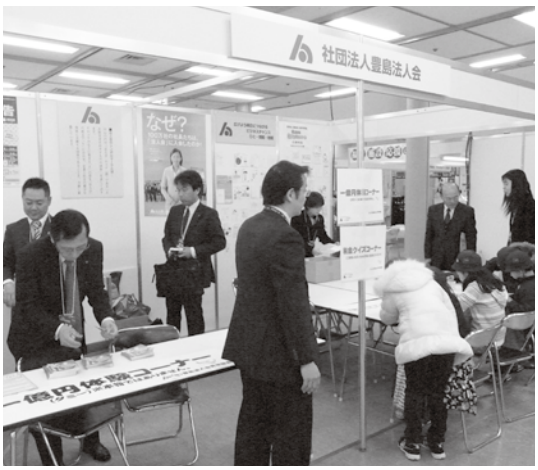

豊島法人会ブースは盛況でした

100作品以上集まりました

子どもたちは思い思いに描いていきました

一億円の重さにビックリ

ブースには300人以上が集まりました

税金クイズに挑戦する小学生

3月3日（木）～5日（土）の3日間、サンシャインシティ文化会館4Fにて「第4回としまものづくりメッセ」が開催されました。

豊島法人会は今年もブースを設け、PR活動を行いました。

3日（木）は、女性部会が「税に関する絵はがきコンクール」を開催しました。来場した小学生を対象に呼びかけを行いました。配布されたマンガや女性部会役員のヒントをもとに、子供たちは「税」について、思い思いに応募ハガキに描いていました。後日郵送分も含め100枚以上の作品が集まりました。

4日（金）は、青年部会による「税金クイズ」と「一億円の体験コーナー」を開催。楽しいクイズで税金について知識を深め、また、用意された一億円（ダミー）の重さに小学生たちは目を輝かせていました。

5日（土）は、「絵はがきコンクール」と「税金クイズ」を引き続き行い、ブースには300人以上が訪れてくれました。

池袋副都心の産業見本市としてすっかり定着したものづくりメッセは3日間で16,370人の入場者があり、豊島法人会ブースも例年になく盛況なものとなりました。

公益社団法人にむけて

第4回理事会

3月25日（金）／測量地質健保会館

平成22年度の最後となる理事会が、多数の理事出席の中開かれました。議事に先立ち、厚生受託会社推進員の方々の会員増強表彰が行われ、審議に入りました。

今回の議題は、特に公益制度改革にむけて、新定款〈案〉、諸規程〈案〉、理事〈案〉、組織名称〈案〉が審議されました。

また、22年度決算見込み、23年度予算〈案〉・事業計画〈案〉も合わせて審議されました。

新定款の大きく変わるところは、事業内容の変更（公益目的事業の重視）、会員資格の変更（正会員、賛助会員）、理事数の削減（理事会における委任状が認められないため、本人の出席が必要）などです。

今回の議題は、つぎのとおりで、すべて承認されました。

議事はすべて承認されました

◆議題

報告事項

1 会館建設現場説明会
2 会員増強
3 租税教育イベント
4 第4回としまものづくりメッセ
5 宿泊研修
6 監事会報告
7 ブロック、委員会、部会からの報告

審議事項

1 役員改選
2 公益制度について
(1) 新定款〈案〉 (2) 諸規程〈案〉
(3) 理事数〈案〉並びに組織名称〈案〉
3 支部、部会への配賦額〈案〉
4 22年度決算見込み並びに23年度予算〈案〉
5 23年度事業計画〈案〉
6 ディズニーランド、ディズニーシーの特別利用券

e-Tax利用推進宣言に署名

2月4日（金）／豊島税務署会議室

豊島税務連絡協議会六団体は、e-Taxの利用が「納税者利便の向上」と「税務行政の効率化」につながるとして、各団体長が「e-Tax利用推進宣言」に署名し、藤原豊島税務署長に手渡しました。

署名されたのは次の方々です。

・豊島納税貯蓄組合連合会　会長 **桐生 翰**
・社団法人豊島青色申告会　会長 **近藤 守**
・社団法人豊島法人会　会長 **鈴木 孝雄**
・豊島酒販連合会　会長 **土尾 英夫**
・豊島間税会　会長 **根本 弘三**
・東京税理士会豊島支部　支部長 **我妻 憲利**

署名する鈴木会長

根本間税会会長（右）から藤原署長（左から3番目）へ手渡す

e-Tax利用推進宣言式

2月22日（火）／測量地質健保会館

印紙税実務講座

豊島税務署の協力のもと、豊島法人会・豊島間税会共催で印紙税の講座が開催されました。

昨年に引き続き、豊島税務署法人課税第二部門上遠野（かとおの）統括官が講師をしていただきました。

日常生活や経済取引に係る印紙税について事例等を含めわかりやすく説明いただきました。

40名の出席者で、多くの質疑もあり多くの方が印紙税を理解していただけたのではないでしょうか。

40名の出席がありました

社会貢献委員会
2月16日（水）～28日（月）／池袋駅東口・西口

「としま喫煙マナー」にご協力を！

喫煙マナーアップキャンペーン

このキャンペーンは、豊島区清掃環境部環境課の参加要請に応じたもので毎回協力しています。2月16日から28日の6日間（月、水、金曜日）に社会貢献委員11名が参加しました。これは、池袋駅東口・西口周辺の喫煙マナーの向上、ポイ捨て禁止につながる啓発活動であり、当日は、寒空のもとマイクを通して通行人へのよびかけや道路の清掃を行いました。

池袋駅西口での呼びかけ（写真提供：豊島区）

広報委員会
3月7日（月）／グランドアーク半蔵門

東法連広報研修会

東法連主催の平成22年度広報研修会が開催されました。

「法人会ホームページの現状と課題」と題して外資系広告代理店のマネージング・ディレクターを務めている仲俊雄氏が講演を行ないました。ウェブをもっと積極的に活用する＝ウェブ・イニシアティブの重要性や、「広報」という言葉にとらわれず「コミュニケーション」を意識することで、「伝える」から「伝わる」ようにするためのホームページ作りが必要であるということを、実際にあるウェブサイトを例に挙げ、良い点悪い点など分かりやすく説明されました。

豊島法人会からは大塚広報委員、讃岐総務委員、事務局の3名が参加しました。

110名余りが出席しました

2月23日（水）／ホテルメトロポリタン

第36回 豊島優申会定時総会

60名を超える会員が出席し、春季研修会、定時総会、懇親会の3部構成で開催されました。

春季研修会の講師は、医学博士、済陽高穂先生氏。「がん予防の食事と生活」のテーマで講演されました。食事の大切さを、改めて考えさせた講演内容でした。

定時総会からは、藤原豊島税務署長はじめ署の幹部の方々がご出席され、伊東会長が議長として進行し、22年度事業報告・収支決算・監査報告、23年度事業計画案、収支予算案が承認されました。

総会後、懇親会が引き続き行われ、会員の交流の輪が広がりました。

済陽高穂先生による講演

厚生委員会　3月8日（火）／養老乃瀧イベントホール

法人会の仲間と楽しい時間を過ごしませんか！

新入会員の集い

今年で3回目となる入会5年未満の会員の方々に法人会を「知り・楽しむ」イベントを、組織委員会協賛、大同生命・ＡＩＵ後援にて開催いたしました。

予想を上回る１００名の方にご参加頂き、広い養老乃瀧イベントホールも熱気であふれました。

鈴木会長の挨拶、平塚組織委員長の司会、厚生制度の説明、大同・ＡＩＵ・アフラック提供の抽選会、希望者のＰＲタイムなど、充実した楽しい3時間となりました。その雰囲気を写真でご紹介致します。

（記／上妻英成）

健康コラム

厚生委員会

新玉ねぎで生活習慣病を予防

「健康食材の王様」と言われる玉ねぎ。春から初夏にかけてしか食べることのできない新玉ねぎで、より効果的に健康パワーを取り入れましょう。

情報提供
日本医療栄養センター 所長
医学博士・管理栄養士 井上 正子先生
66年に女子栄養大学を卒業。73年に日本医療栄養センターを設立して以来、地域住民・企業・団体などに対し、健康づくりのための医学・栄養教育を実践。95年、日本栄養士会・栄養改善奨励賞受賞。テレビ・雑誌他マスメディアに出演し、栄養学的立場からアドバイスを行っている。

1 古くて新しい万能野菜

和洋中を問わず多くの料理に使われ、じゃが芋、人参とともに「三大常備野菜」として、家庭料理にも欠かすことのできない玉ねぎ。

玉ねぎが日本に伝わったのは明治初期ですが、その後、食の洋風化に伴って急速に普及し、現在では、日本はアメリカに次ぐ世界第二位の生産国です。

実は、玉ねぎの栽培の歴史は古く、古代エジプトではピラミッド建設に従事した労働者達の、過酷な労働を支えるスタミナ供給食材の一つでした。

また、ヨーロッパでは古くから伝染病予防の特効薬として利用されるなど、玉ねぎには様々な効能があるとされてきました。そして、今では「健康野菜の王様」といわれるほど、優れた効能を持つことがわかってきたのです。

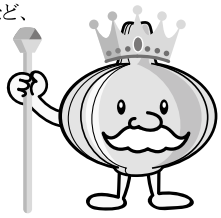

2 硫化アリルの効果で生活習慣病予防

玉ねぎの独特の辛味と香り、そして切った時に涙が出るのは、特有の刺激成分「硫化アリル」によるものです。この硫化アリルこそが健康パワーの源で、大きな3つの効果があります。

① 高血圧、動脈硬化の予防効果

硫化アリルには、動脈硬化の原因となる悪玉コレステロールを正常値に近づけ、脳梗塞の原因となる血栓をできにくくする働きがあります。これがよく言われる「血液サラサラ効果」で、脂質異常症（高脂血症）を始め、糖尿病、高血圧など多くの生活習慣病の予防に役立ちます。

② 疲労回復、体力増強、精神安定効果

硫化アリルは、ビタミンB1の吸収を高め、体内に長く留める働きをします。そこでビタミンB1を多く含む豚肉やカツオ、大豆などと一緒に玉ねぎを食べると、疲労、食欲不振、不眠、イライラなどの症状を軽減、解消する効果が大きくなります。

③ がん予防効果

硫化アリルには、がんの発生を途中でくい止める2つの作用があります。1つは発がん物質を無毒にする解毒酵素を活性化させる作用、もう1つは活性酸素を除去する抗酸化作用です。この2つの作用が発がんを抑制するとされています。

3 硫化アリルの効果は生食が一番

硫化アリルには、上記のように優れた働きがありますが、水溶性なので水にさらすと抜けていくので、さらさずに生で食べましょう。

玉ねぎの辛さが気になる方も、春にたくさん出回る新玉ねぎなら、辛みも少なく、みずみずしく甘味もあるので、水にさらさず食べてみましょう。この季節に、ぜひ新玉ねぎをスライスしてサラダなどで毎日召し上がってください。

また、加熱する場合は、切った後15分くらい置くと、血液サラサラ効果が得られますので、加熱調理は少々時間をおいてから始め、溶け出た成分が入っている汁も摂るようにしましょう。

4 ケンフェロールで脂肪燃焼、免疫力アップ

玉ねぎに多く含まれている成分で、最近注目を集めているのが「ケンフェロール」です。

ケンフェロールはポリフェノールの一種で、抗酸化作用のほかに、細胞内のミトコンドリアの機能を高める働きが強いことがわかってきました。

ミトコンドリアが活性化すると、脂肪の燃焼が促進されるので、肥満を予防改善し、メタボ対策に有効なのです。

また各臓器の機能を高めるので、免疫力も向上するといわれています。

5 黄玉ねぎの外皮で抗酸化作用

玉ねぎは皮の色から黄玉ねぎ、白玉ねぎ、赤玉ねぎの三種に分けられます。通常玉ねぎと呼ばれるのは黄玉ねぎです。

黄玉ねぎの外皮には「ケルセチン」という優れたポリフェノール成分が多く含まれています。

このケルセチンは強い抗酸化作用があり、がんや老化を予防するとともに、血糖降下作用や毛細血管を丈夫にする働きが期待されています。

また、ケルセチンには花粉症やアレルギーの原因となる物質ができるのを抑える効果があり、肝臓で作られるグルタチオンという抗酸化物質の原料になり、デトックス（解毒・体内浄化）効果をすすめます。

さらに最近では骨粗鬆症予防にも有効であることもわかってきました（骨代謝学会報）。

外皮をそのまま煎じて飲んだり、スープや味噌汁を作る時に、乾燥させて3ミリくらいに刻んだ外皮を紙製のお茶パックなどに入れて煮出すなど、玉ねぎパワーを皮まで含めて丸ごと利用し、健康促進に努めましょう。

制作協力：法人会厚生制度受託会社アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）
東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル Tel.03-3342-1660

豊島区はがん対策を推進しています

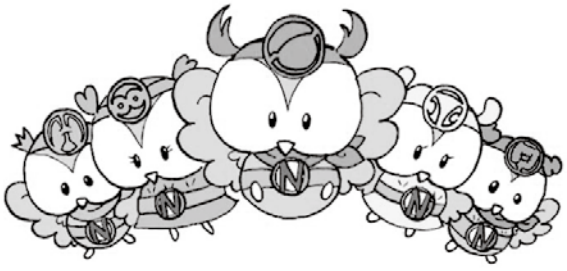

豊島区のがん対策推進キャラクター「ななまるレンジャー」

豊島区はがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「がん対策推進条例」「がん対策基金条例」を制定、「がん対策基本計画」を策定しました。

がん対策３つの柱

- がんの予防・普及啓発
- がん検診の推進
- がん患者と家族の支援

条例・計画に基づく３つの柱に取り組んでいます。

【問い合わせ】豊島区保健福祉部
がん対策担当課　TEL（３９８７）４２４３

新規会員募集中です。豊島法人会事務局／電話 03(3985)8940

青年部会　2月10日（木）～15日（火）／アメリカ・サンフランシスコ

海外研修

2月10日（木）、加古部会長以下8名で海外研修に出発しました。

サンフランシスコの空港に到着し、ナパバレーへ直行。昼食を済ませたあと、OpusOne（オーパスワン）のワイナリーを見学しました。加藤副部会長の手配で、通常は英語のところを日本語で説明を受けることができました。ワイン樽を毎年入れ替えるとか、全く同じ畑で同じ製法でも出来上がりが落ちるものは、セカンドラインとして別ブランドにするなど、ぶどうの品質、ブランディングにこだわる姿勢は大変参考になりました。カリフォルニアワインが他のワインに負けないためにいかに努力して今の位置を築いてきたのかがわかりました。

インテル社にて

2日目は、IT産業のメッカであるシリコンバレーを見学しました。IT関連の企業が7,000社集まっているということです。インテルの見学コースでは、今までのCPUの歴史から始まって、2進数を教える教材、その場で自分が撮影した写真をメールで送るシステムなど、いろいろ趣向がこらされていました。HP本社含め、様々な企業が名前をつらねており、ちょうど飛行機の中で見ることができた映画「フェイスブック」ともあいまって、シリコンバレーのパワーを見た気がしました。映画の中で主人公がシリコンバレーでビジネスをやるように言われたシーンと、自分が今そのシリコンバレーにいるんだ、という思いが重なる瞬間でした。

風力発電にしても、リゾート開発にしても、コカ・コーラ1杯にしてもアメリカのスケールの大きさを感じることができ、有意義な研修となりました。

（記・写真／五日市文雄）

女性部会　1月22日（土）／目白庭園赤鳥庵

心の健康を保ち、若さを維持する

初釜

新春にふさわしい初釜が今年も華やいだ雰囲気の中で開催されました。大石部会長による「お濃茶」のお手前が披露され、日頃のあわただしさから解放された有意義ないっときを過ごすことができました。静かな時間の経過に身を任せていると緊張感もほぐれて、茶道という日本の伝統文化の風流な味わいを楽しむことができた次第です。

風流な味わいを楽しんだ一日でした

「お濃茶」に続き、「点心」と「お薄」が振る舞われました。「点心」のこころ、『小食を空心の間に点ずる』をまさに味わいながらの美味しい昼食でした。このようにして、おごそかな中にもなごやかな雰囲気となり、小学校時代体験した疎開の苦労話や娘時代の楽しかった思い出などを話し、又、今回の初釜に持参した茶碗の話など、大いに話に花が咲きました。

「茶道」は、言うまでもなく、日本の伝統文化の一つです。鎌倉時代、禅宗をもたらした栄西・道元により茶が薬方として日本にもたらされました。そして、安土桃山時代、千利休によって『茶道』として完成され、今日に至っております。日々忙しく仕事をなさっている会員のご婦人方にとって、時にはこのような静かな時間を味わい、こころ休まる茶会に出席してみるのも大切なことです。会員にとって心の健康を保ち、若さを維持する、すごく大切なことです。今回の初釜はこのような意味で出席された会員の方々に喜ばれたものと確信しております。

（記／阿部双葉）

女性部会　2月2日（水）／ホテルメトロポリタンエドモント

桜の如く、紅葉の如く

税務研修会・新春交流会

飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにて、税務研修会と新春交流会が開催されました。会場については豊島区内の施設を利用するのが通例ですが、今回は趣向を変えて区外のホテルでの開催となりました。出席者は36名で、相変わらずの盛会ぶりです。

第一部 税務研修会

今年初めての税務研修会は、大久保副署長を講師にお迎えし『桜の如く、紅葉の如く（国税査察官）』をテーマにご講話をいただきました。税改正などの情報を得ることは大事ですが、それ以外に興味が沸くのは査察のお話ではないでしょうか。今回は、大久保副署長が国税庁査察課等に勤務された頃のご経験を元にお話を伺いました。

現在、脱税により実刑判決を受けるのは年で違いはあるようですが、年間で約20名程度。全国の査察官は約1,300名、うち女性は90名程度だそうです。査察官は情報収集班と調査班に分かれており、1件当たりの調査機関は概ね8～9ヶ月に及ぶようです。加えて、調査の過程では身体的危険を伴うこともあるそうで、大変厳しい環境下で調査が行われています。

講師の大久保副署長

大久保副署長は、長期に渡って行われる査察調査においては、まず、査察官と嫌疑者の人間関係の構築が大切で、「あなたになら話す」という関係になることが早期解決につながるとおっしゃっています。剣道をなさっている副署長だからこそ、武士道に根ざし『桜の如く、紅葉の如く』、散り際の美しさを相手に与える情けの心で査察に当たられていたと拝察いたします。

実際に、隠匿された現金や金の延べ棒が、発見された場面等についてもお話を伺いましたが、確かに自白以外に見つけようが無いと思いました。

まるで映画の世界のようでしたが、副署長のお話を伺うことにより、そこにたくさんの人間ドラマがあるのだと実感しました。

第二部 ホテル見学会と新春交流会

新春交流会の前に、ホテルメトロポリタンエドモントさんのご厚意でホテル内施設の見学ツアーを行いました。宴会場に始まり、レストラン、スウィートルームなどの客室を見せていただきました。夜景を望むスウィートのバスルームに感動。しばしゴージャスな気分に浸りました。

その後会場を移し、渡利会計の司会により新春交流会が始まりました。大石部会長と南山副会長の挨拶のあと、倉田顧問による乾杯のご挨拶をいただきました。本日のメニューは創作中華です。「ホタテの揚げ物砂漠風仕立て」などのネーミングも面白く、どれも一捻りされたお料理に大満足でした。美味しい食事と十分に用意されたお酒を堪能したあとはジャンケンゲーム大会です。大石部会長提供の「産みたて卵」の賞品を獲得するべく部会長と全員がジャンケンをする個人戦にはじまり、4卓テーブル対抗の団体戦で大変盛り上がりました。

ホテルの場所を知らない希望者には、池袋駅で待ち合わせて田近副部会長の引率で会場まで案内する配慮に加えて、大久保副署長の奥深いお話と、ホテルメトロポリタンエドモントさんの多大なる協力により、盛りだくさんの内容でとても充実した会となりました。

（記／坂巻公美子）

ホテル施設見学ツアー

新春交流会はジャンケン大会で大盛り上がり

長崎ブロック　3月23日（水）／リビエラ東京

第8回長崎ブロック法人会フェア

法人会フェア

今回、長崎ブロックの行事として、邦楽ライブコンサート&ビュッフェディナーを開催いたしました。60名の参加で、池袋リビエラ東京において3月23日に行いました。島田ブロック長の冒頭の挨拶の中で、「東日本大震災の直後ということもあり、開催を見送りにしようと考えましたが、いま我々にできること、募金や節電、私欲の買い占めをしないことなどを心がけ、一日でも早い復興を祈りながら、前向きに生きましょう」との言葉で始まりました。

第1部として、平成22年度事業報告を徳田地区長に、原子力発電の話を交えて伺いました。

つづいて第2部本日のメインイベント、「尺八&ピアノ&琴によるアンサンブルの邦楽ライブ」です。日本固有の伝統音楽を、若手アーティスト3人が現代風にアレンジした、素晴らしい演奏でした。途中、使っている尺八が4本あるので、それぞれ音色が違うのか?との質問も飛び出したり、アンコールが起こったりと、和気あいあいに終了しました。

田近支部長による軽妙な司会で、和やかに第3部の交流会に進み、南山副会長の挨拶と本来なら乾杯なのですが、被災者の方々のことを考え、献杯としました。食事を楽しみながら、各地区長によるスピーチや初参加の会員の挨拶など、会員相互の親睦を深める良い機会になりました。

最後に今回の震災により被災された皆様には、心よりお見舞いと一日も早い復興をお祈り申し上げます。

（記／東　明男）

30名の出席がありました

島田ブロック長の挨拶

邦楽ライブ

尺八とピアノと琴のアンサンブル

長崎ブロックフェア義援金報告について

長崎ブロック長　島田謙司

当法人会の姉妹法人会の石巻法人会が震災に遭われました。

被災地の今後の復旧活動のため、私たちにできる支援として、今回長崎ブロック法人会フェアを通常とおり開催して、その中で義援金を集めさせていただきました。

多くの方々にご協力をいただき、誠に感謝しております。

お預かりいたしました義援金は、本部を通じまして全額をきちんと被災地の石巻法人会へお届けさせていただきます。

義援金　¥320,000―

多大なる義援金をいただきまして、心よりお礼申し上げます。

素晴らしい演奏

第14回 目白ロードレース

2011.3.6 日

千登世橋中学校・学習院周辺

・主催／目白ロードレース実行委員会
・主管／豊島区陸上競技協会
・後援／豊島区・豊島区教育委員会・
　社団法人豊島法人会 他
・協力／㈱アールビーズ

3月6日、第14回目白ロードレースが開催されました。出場者数は過去最高の1,290組となり、税務署からは28名の参加がありました。

好天のもと、ランナーは競いながら完走をめざします。ゴール付近では、たくさんの応援で沸きかえるようでした。シューズについたRCチップで、各自の記録と順位が出ます。

走ってきた人に聞きました。「つづけて参加していると、コースにも慣れてきて楽しいです。タイムも昨年よりよくなりました。」「来年は中学生の種目で出るんだ。」税務署の人は、「ゴールが見えたとき、e-Tax!と声をかけられ、がんばって完走できてよかったです。」

競技のあとは、各種目ごとに上位6名が表彰されました。

高田ブロックは、貴重品預り等、レース運営の一端を担い、法人会のPRにもなりました。

（記／松尾和代子）

親子レース

絶好のロードレース日和

1,290組のランナーが激走

学習院名物心臓破りの坂

税務署の方もe-Taxビブスで走る！

高田ブロックでは運営のお手伝い

池袋西口ブロック　3月26日（土）／靖國神社他

桜の靖國神社「昇殿参拝」「遊就館」とホテルグランドパレスで講話

新入会員と心静かに手を合わせる会

法人会池袋西口ブロック恒例の〝新入会員と春を楽しむ会〟は、東日本大震災という未曽有の大惨事を受け、実行するかどうか検討いたしました。こういう時だからこそ前向きに行かなければ益々の落ち込みを止められないのではないかという皆の賛同を得て、総勢30名が参加いたしました。

平成23年3月26日（土）10時30分より、楽しむ会を〝心静かに手を合わせる会〟とし、当初の予定通り靖國神社の「昇殿参拝」で亡くなられた方々の冥福を祈るとともに、被災者の復興を願いました。

その後「遊就館」（宝物殿）見学をしました。靖國神社においてはどうしても戦争との関連を避けて通る事はできないでしょうが、良否は別にして祖国に良かれと思った志だけは、こういう時だからこそ忘れてはいけないと思いました。

その後のホテルグランドパレスで黙祷を捧げ、講話では防衛大⇓海上自衛隊⇓P3Cのパイロット⇓荻窪法人会の有力メンバーで現荻窪熊野神社の宮司である渡辺寛氏より靖國神社についての考察、特に御祭神の返還について説明を受けましたが、靖國神社の生い立ち（忠霊、忠魂として朝敵と戦って亡くなった志士を祭った）を考えると戦犯問題は別にして大戦前（昭和15年4月）には18万弱であった神霊が現在246万強という数字を聞かされると、我々が忘れてはならない歴史の記録として残す必要性を感じました。

最後に靖國神社とは離れて、神道の本質である「我々の祖先は目に見えないも、人知を超えたものを神として、畏敬し、尊崇し、自らを律し、慎む心を育む」気持ちを忘れず生きて行かなければと再考させられました。

（記／大久保勇一　写真／若林正美）

渡辺寛先生の講話

30名の参加者がありました

2004年に建て替えられた参集殿

靖國神社の大鳥居

― 東京都豊島都税事務所からのお知らせ ―

4月から
固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

◆ 縦覧期間　平成 23 年 4 月 1 日（金）から 6 月 30 日（木）まで（土・日・休日を除く）
◆ 縦覧時間　午前 9 時から午後 5 時まで
◆ 縦覧場所　土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞
平成 23 年 1 月 1 日現在、23 区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞
所有資産が所在する区の課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿※）
※所有していない資産の縦覧帳簿はご覧いただけません。

（注）納税通知書は 6 月 1 日（水）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時等の「本人確認」を厳格に行っております。詳しくは、主税局ホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】土地・家屋が所在する区にある都税事務所の固定資産税係

法人事業税の減免申請期限にご注意ください！

法人事業税の減免制度は、平成22年3月31日以後終了する事業年度から適用されています。減免の申請期限は、事業税の納期限（申告期限の延長承認を受けている場合は、延長後の申告期限）です。減免を受けるためには、申請期限までに、減免申請書及び必要書類を、所管する都税事務所（都税支所）・支庁に提出してください。

なお、申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

【中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税の減免）の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者＊　　＊資本金１億円以下の法人等 ※「地球温暖化対策報告書」については。環境局ホームページをご覧ください。
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備＊＊及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で環境局が導入推奨機器として指定したもの ＊＊空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 ※　導入推奨機器については、基準変更により取り消されることがありますので 環境局ホームページで最新情報をご確認ください。
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の１を、取得年度の事業税額から減免 （ただし、当期事業税額の２分の１を限度） ※減免しきれなかった額がある場合（取得事業年度の事業税額が０である場合を含む。）は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象期間	以下の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 平成 22 年3 月31 日から平成 27 年3 月30 日までの間に終了する各事業年度
減免手続	事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 **例　平成 23 年 3 月 31 日決算で、5 月 31 日が申告納付期限の法人の減免申請期限は、5 月 31 日です。**

＊主税局ホームページに、各種様式や制度のＱ＆Ａを掲載しています。

主税局　環境減税　検索

【お問い合わせ先】
●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
豊島都税事務所法人事業税係　０３－３９８１－１２１１

●地球温暖化対策報告書・導入推奨機器に関すること
「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」　03-5388-3408

平成23年度

税制改正大綱

法人実効税率五％引き下げへ

政府は昨年十二月十六日、平成二十三年度税制改正大綱を閣議決定しました。

今回の改正では、法人会が強く引き下げを求めていた法人税の実効税率が五％引き下げられるとともに、中小企業の軽減税率が十八％から十五％に引き下げられることとなりました。

主な改正内容をお知らせします。

※平成二十三年三月時点

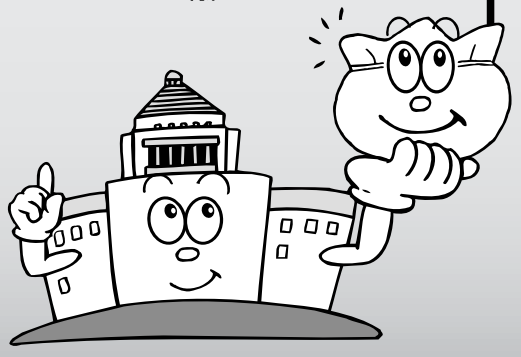

法人所得課税

法人実効税率の引き下げ

・国税と地方税を合わせた法人実効税率を五％引き下げ。これに伴い、法人税率を三〇％から二五・五％へ四・五％引き下げ

・中小法人に対する軽減税率を十八％から十五％へ三％引き下げ

※平成二三年四月一日以後の開始事業年度から適用。中小法人の軽減税率については平成二三年四月一日から同二六年三月三一日までに開始する事業年度に適用。

減価償却制度の見直し

・減価償却資産の定率法の償却率を定額法の償却率（一／耐用年数）を二倍した数（改正前二・五倍した数）へ引き下げ

※平成二三年四月一日以後取得分から適用。

欠損金の繰越控除制度の一部制限等

・欠損金の繰越限度額を所得金額の八〇％に制限

中小法人等は制限の対象外

・欠損金の繰越期間を九年（改正前七年）に延長

※平成二三年四月一日以後開始事業年度から適用。

貸倒引当金の適用業種の縮小

・貸倒引当金の適用法人を銀行、保険会社、その他これらに類する法人および中小法人等に限定

※適用外法人は、現行法による損金算入限度額に対して、平成二三年度三／四、平成二四年度二／四、平成二五年度一／四の引当てを認める経過措置が講じられる。

一般寄附金の損金算入限度額の引き下げ

・資本金等の二・五／一〇〇〇相当額と所得金額の二・五／一〇〇相当額との合計額の一／四（改正前一／二）に、資本等を有しない法人の場合には所得金額の一・二五／一〇〇（改正前一・五／一〇〇）にそれぞれ引き下げ

※この改正に伴い特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額について、一般寄附金の縮減額と同額の拡充が行われる。

雇用促進のための税制上の優遇措置の創設

・従業員を新規雇用した企業に対し、一人当たり二〇万円を法人税額から控除（ただし、法人税額の一〇％（中小企業等は二〇％）を限度）

（条件）

①年間に雇用者を一〇％以上かつ五人以上（中小企業等は二人以上）増加

②会社都合による整理解雇をしていない

③年間の給与総額が増えている

※平成二三年四月一日から同二六年三月三一日の間に開始する事業年度において、当該事業年度末と前事業年度末の数値を比較して適用。

個人所得課税

給与所得控除の見直し

・給与所得控除額に上限を設定……年収一五〇〇万円超は二四五万円

・法人役員等……年収二〇〇〇万円

超四〇〇〇万円以下の場合、控除額を二四五万円から徐々に縮減
年収四〇〇〇万円超は一律一二五万円
※平成二四年分以後の所得税（平成二五年分以後の個人住民税）から適用。

特定支出控除の見直し

・特定支出控除の範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費、図書費、衣服費、交際費等の勤務必要経費（六五万円限度）を追加
・その他適用判定・計算方法の見直し

役員等の退職所得課税の見直し

・勤続年数五年以下の役員等の退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の一／二とする措置を廃止
※平成二四年分以後の所得税に適用。個人住民税は二四年一月一日以後に支払われるべきものに適用。

成年扶養控除の見直し

・障害者、要介護認定者、六五歳以上の高齢者、学生等については引き続き控除の対象
・給与収入五六八万円（所得四〇〇万円）から段階的に控除を縮減
・給与収入六八九万円（所得五〇〇万円）以上については廃止
◇現行は二三歳から六九歳まで一律に控除適用
※平成二四年分以後の所得税（平成二五年分以後の個人住民税）から適用。

寄附金税制

・認定特定非営利活動法人（認定ＮＰＯ法人）や一定の条件を満たした公益社団法人等、学校法人、社会福祉法人等へ寄附した場合、支出した寄附金のうち二〇〇〇円超部分の四〇％（所得税額の二五％を限度）を所得税から控除（個人住民税についても一〇％を控除）
※平成二三年一月以後の寄附分から適用。

資産課税

●相続税

基礎控除の引き下げ

・基礎控除を三〇〇〇万円＋六〇〇万円×法定相続人数（改正前五〇〇〇万円＋一〇〇〇万円×法定相続人数）へ引き下げ
※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

税率構造の見直し

・最高税率を五五％（改正前五〇％）に引き上げるとともに、税率区分を八段階（改正前六段階）に細分化
※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

未成年者控除および障害者控除の引き上げ

・未成年者控除を二〇歳までの一年につき一〇万円（改正前六万円）に引き上げ
・障害者控除を八五歳までの一年につき一〇万円（改正前六万円）に引き上げ
なお、特別障害者については二〇万円（改正前十二万円）に引き上げ
※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

●贈与税

税率構造の見直し

・直系卑属（二〇歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を緩和。最高税率を五五％（改正前五〇％）に引き上げ
※平成二三年一月一日以後の贈与から適用。

相続時精算課税制度の見直し

・受贈者の範囲に二〇歳以上の孫（改正前法定相続人のみ）を追加
・贈与者の年齢要件を六〇歳以上（改正前六五歳以上）に引き下げ
※平成二三年一月一日以後の贈与から適用。

環境関連税制

地球温暖化対策のための課税の特例

現行の石油石炭税に、ＣＯ2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設定
上乗せ税率は次のとおり
・原油および石油製品……一キロリットルあたり七六〇円
・ガス状炭化水素……一トンあたり七八〇円
・石炭……一トンあたり六七〇円
※平成二三年十月一日から実施。所要の経過措置が講じられる。

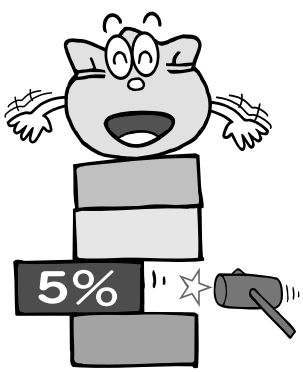

☆記事内容についての問い合わせは…
四方（よも）税理士事務所
ＴＥＬ　〇三―五八〇二―三〇五〇

新規会員募集中です。豊島法人会事務局／電話 03（3985）8940

新規会員紹介コーナー

新規会員紹介コーナーは、新しく豊島法人会の仲間に加わっていただいた方のページです。掲載希望の方は、指定原稿がありますので、法人会事務局までご連絡下さい。
（法人会事務局　TEL.03-3985-8940　担当／市川）

順不同

カフェ&ブティック ルモンド

入　　会　平成22年10月
代表者名　堀口はるみ
業　　種　カフェ＆ブティック
所 在 地　豊島区長崎4-29-3
Ｔ Ｅ Ｌ　03-5995-4129
Ｆ Ａ Ｘ　03-5995-4129

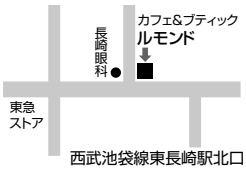

ファッション・カルチャー・アートに出会えるカフェ＆ブティック。お洋服を選びながら、優雅にカフェを楽しんではいかがですか？

リーガル池袋法律事務所

入　　会　平成22年12月
代表者名　小林幸与
業　　種　弁護士
所 在 地　豊島区南池袋2-27-17
　　COI南池袋ビル7Ｆ
Ｔ Ｅ Ｌ　03-3980-2001㈹
Ｆ Ａ Ｘ　03-3980-3002

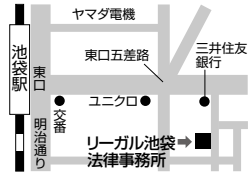

豊島区にて弁護士を開業して20年以上になり、不動産に特化した弁護士事務所です。相続問題、借地借家、債務整理等お任せ下さい。

国税に関するご相談について

自動音声案内による電話相談センターへのご案内

税務署におかけいただいた電話は、すべて自動音声によりご案内していますので、相談内容に応じて「1」、「2」の番号を選択してください。

所轄の税務署に電話をかけると

自動音声でご案内
相談内容に応じて「1」、「2」の番号を選択してください。

「1」を選択
○国税に関する一般的なご相談

「2」を選択
○個別的なご相談のための事前予約手続〈注1，2〉
○税務署からの照会に関するお問い合せ
○税金の納付相談

【電話相談センター】
〈国税局(所)税務相談室〉
引き続き音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。
職員が相談をお受けします

【 税 務 署 】
職員がご相談をお受けします

(注1) 平成22年7月6日付最高裁判決に基づく保険年金課税の取扱いの変更内容や取扱いの変更により所得税の還付を受けるための手続などに関するお問合せについては、「2」を選択してください。
(注2) 次の「税務署でのご相談は、電話での事前予約をお願いします」をご覧ください。

税務署でのご相談は、電話での事前予約をお願いします

具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、ご相談内容により電話での回答が困難な場合には、所轄の税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、相談をお受けしております。
（注）予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

「豊島法人会広報誌」の印刷見積り募集

平素は、当会の事業にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、年４回発行しております「豊島法人会広報誌」の制作・印刷・製本等の業務を印刷業を経営されている会員の方に発注したいと存じます。

つきましては、下記の要領で「豊島法人会広報誌」の見積りを、事務局まで提出していただくようお願い申し上げます。

記

①仕　　様	Ａ４版横組み　28ページ　中綴じ　4,000部 表１・表４のみカラー刷。 （見本誌　豊島法人会広報誌平成22年4月号　No.213　但し、横組みとする）
②広報誌発行月	７月、10月、１月、４月の年４回（各月の20日）
③発注期間	平成23年７月号～平成25年４月号　（２年間　８回発行）
④条　　件	イ　制作（編集レイアウト、校正など）と印刷製本を一括して受注する。 ロ　広報委員会に出席し、広報誌編集に対して専門的なアドバイスを行う。 （１号編集・発行するごとに広報委員会を２～３回開催する。） ハ　豊島法人会員であり、法人会費を22年度まで納入している。 ニ　納品場所（２箇所） ・豊島法人会事務局（豊島区池袋） ・㈱毎日ビジネスサポート物流第２センター（埼玉県志木市） ホ　お支払い／月末締切り、翌月20日に指定口座に振り込みます。
⑤見積提出締切日	５月12日（木）午後３時 ２年間、８回受注した場合の見積額（税込）を、豊島法人会事務局までご送付をお願いします。 ご提出ただいた御見積りは、総務委員会で慎重に審議し、その結果は５月20日（金）までに、ご連絡いたします。

（社）豊島法人会事務局　〒171-0014　豊島区池袋2－55－2　鈴木ビル　担当山口宛

表紙の言葉

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災されました方々、そしてご関係者様方に、心よりお見舞い申し上げます。

写真は昨年春に「上池袋東公園」で撮影したものです。くしくもこの公園は、地元で「防災公園」とも呼ばれており、区の防災公園街区整備事業という手法で整備されたものです。撮影当時は、その翌年に未曾有の大震災に見舞われるなど、もちろん想像もしていませんでした。改めて日々の防災意識を高めてゆかなければならない事を痛感します。

来年また桜の咲く頃には、必ずや元気な日本に戻っていることでしょう。写真の木漏れ日のようにその輝きを取り戻すよう、被災地域の復興を心から応援したいと思います。

（表紙写真・記／坂巻公美子）

編集後記

このたびの東日本大震災で被害を受けた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

３月11日、震災当日に予定されていた広報委員会も急遽中止となりその後あわただしい中、各委員や事務局の協力のもと、会員の皆様に会報を無事お届けすることができ感謝しています。

各地で予定されていた催しの中止や延期が相次ぎ、紹介予定だった記事も中止されるものがありました。

震災の影響は多方面にわたり大きく、復興にはかなりの時間がかかると思われますが、共に希望を持って前に進んでまいりましょう。

がんばろう日本

（記／４月号編集キャップ　大塚　淳）

INFORMATION

事務局からのお知らせ

東法連 WEB サイトにて 各種事業サービスがご利用できます

上部団体東京法人会連合会WEBサイトの「都内法人会の会員専用ページ」にて下記サービス等がご利用できます。

Prince Hotels & Resorts　法人会員制クラブ ラフォーレ倶楽部　JALHOTELS

指定旅館　研修用ビデオ無料貸出　法律相談
セコム・セキュリティ制度紹介

東法連WEBサイト　http://www.tohoren.or.jp/

ログインには右記のユーザー名とパスワードが必要となりますのでご注意ください。

ユーザー名	tohoren
パスワード	0771

ラフォーレ倶楽部をお申込の際は、別途会員番号「20052-30」が必要です。

移転・休廃業 その他変更点が生じましたら

専用の届がございますので、事務局までお問合せください。

また、届がない場合、年会費が発生してしまいますので、お早めにご連絡ください。

生活習慣病健診について

豊島法人会では（財）全日本労働福祉協会と提携し、会員やその従業員・ご家族を対象に健康診断の積極的な受診を推奨しています。夏・春の年2回実施しており、会員特別価格でご利用いただけます。

開催日、お申込については（財）全日本労働福祉協会よりハガキでご案内します。

決算法人説明会について

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法・通達の改正事項と活用のしかた、決算手続きと申告調整などについて豊島税務調査官および東京税理士会豊島支部の税理士が説明を行ないます。※聴講・テキストとも無料です。

月　日	時　間	場　所
5月24日（火）	13:30～16:00	税務署会議室
6月23日（木）	13:30～16:00	税務署会議室
7月26日（木）	13:30～16:00	税務署会議室

※決算申告月でなくてもご利用できます。

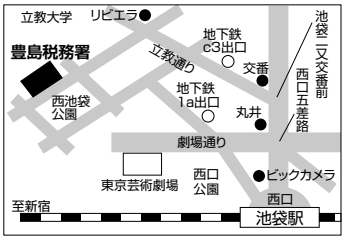

豊島税務署

本誌裏表紙

従来、決算法人説明会の「ご案内」に同封しておりました「決算シール」については本誌裏表紙に印刷されている「豊島法人会会員証」を切り取って、申告書に添付してください。

年会費は口座振替が便利です

口座振替ご希望の方は、事務局までお問合せください。「預金口座振替依頼書」を送付いたします。また、ご登録いただいている口座に変更が生じました場合もご連絡ください。

e-Tax 推進宣言の会

社団法人 豊島法人会

〒171-0014　豊島区池袋2-55-2　鈴木ビル1階
TEL 3985-8940　FAX 3985-5718
info@toshimahojinkai.or.jp
www.toshimahojinkai.or.jp

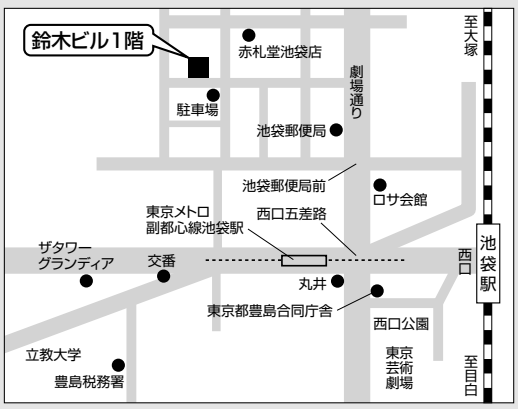

法人会カレンダー

5月

1	日		
2	月		
3	火		憲法記念日
4	水		みどりの日
5	木		こどもの日
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水	13:30〜15:30	**新設法人説明会** 事務局会議室
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月	16:00〜19:30	**第37回通常総会** ホテルメトロポリタン
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火	13:30〜16:00	**決算法人説明会** 税務署会議室
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

6月

1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木	13:30〜16:00	**源泉所得税基礎講座①** 測量地質健保会館
10	金	13:30〜16:00	**源泉所得税基礎講座②** 測量地質健保会館
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		
23	木	13:30〜16:00	**決算法人説明会** 税務署会議室
24	金	14:00〜15:30	**税務研修会** 東京セミナー学院
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木		

7月

1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	13:30〜15:30	**新設法人説明会** 事務局会議室
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		海の日
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火	13:30〜16:00	**決算法人説明会** 税務署会議室
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

※日時・内容については変更となる場合がありますので、ご了承下さい。 ▭は休日です。

豊島法人会広報誌　第217号　平成23年4月20日発行　●発行所／社団法人 豊島法人会　東京都豊島区池袋2―55―2 鈴木ビル1階　電話03(3985)8940　●編集人／広報委員会　●印刷／幸進社印刷株式会社　定価200円

会社と社員の明日の安心一歩先へ

退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

❶（杉並区 A様）

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事をしてもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

❷（大田区 B様）

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加入していることで、その一端は実現できていると思います。

❸（多摩市 C様）

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加入していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK 財団法人東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641　FAX.03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

申告書に切り取って貼付しましょう。

201104 社団法人豊島法人会会員証